

# 奥州市ふれあいの丘公園クライミングウォールの使用について

ふれあいの丘公園にはインストラクターはおりません。使用上の注意を守り、楽しく、安全に施設を利用しましょう。

## 1 使用時間

使用時間は、午前9時から午後9時までです。ただし、午後5時以降は貸切使用とします。また、天候、日没時間等により変更することがあります。

## 2 使用期間

使用期間は、3月から12月までです。ただし、3月及び12月の使用時間については、午前9時から午後5時までとします。（降雪及びクライミングウォールへの積雪・凍結の恐れがなく、かつ、天候が良好と判断した場合のみ許可）

## 3 施設の休日

- (1) 毎週火曜日です。
- (2) 12月29日から1月3日までです。

## 4 使用料金

利 用 区 分			土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日	
			9時から 13時まで	13時から 17時まで	9時から 13時まで	13時から 17時まで
1 時 間 貸 切 り 使 用 ま で ご と に	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに利用する場合	児童及び生徒	120円	150円	150円	180円
		一 般	240円	300円	300円	360円
	その他の催しに利用する場合	営利を目的としない場合	480円	600円	600円	720円
		営利を目的とする場合	960円	1,200円	1,200円	1,440円
個 人 使 用	一 般	普通使用	1人1回につき 300円			
		回数使用	6回で 1,500円			
	児童及び生徒	普通使用	1人1回につき 100円			
		回数使用	6回で 500円			

## 5 使用できる者

次のいずれかに該当する者で2人以上のグループ又は団体が使用できます。ただし高校生以下の者が使用する場合は、必ず、19歳以上であって次の(1)から(3)に掲げるクライミングの経験者が付いていることとします。

- (1) クライミング経験のある日本山岳協会加盟団体のクラブ員
- (2) クライミング経験のある日本及び東北フリークライミング協会会員
- (3) 5.10a以上のリードができる者
- (4) 前3号に掲げる者と同伴する者
- (5) ビレーヤーテストに合格した者

## 6 使用の手続き

- (1) 使用しようとする者は、あらかじめ、奥州市総合体育館事務室窓口で所定の「奥州市ふれあいの丘公園施設使用許可申請書」を提出し、使用料金を前納して、使用許可を受けてください。
- (2) 使用許可に当たり、施設の管理上必要があると認められた時は、使用条件を付すことがあります。

## 7 使用者の義務

- (1) 使用者は、「注意事項」を守るとともに、施設管理者の指示に従わなければなりません。
- (2) 登はんに必要な用具は、使用者が用意するものとします。
- (3) 使用に関し事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を取るとともに、管理者に通報してください。
- (4) 施設の設置瑕疵による事故以外の事故の一切の責任は、使用者が負わなければなりません。
- (5) 使用者は、故意又は過失により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失させた時は、その損害を賠償しなければなりません。
- (6) 使用者は、使用後は終了したことを管理者に知らせてください。

## 注 意 事 項

- (1) 次の場合は、登はん行為をしないこと。
  - ・酒気を帯びている場合
  - ・クライミングの経験者がいない場合
  - ・使用責任者及び確保者がいない場合
- (2) 単独で登はん行為をしないこと。
- (3) ホールド及びスタンスを無断で変更しないこと。
- (4) 使用責任者は、登はん行為をする前にホールド及びスタンスの安全確認を行うこと。
- (5) 使用するロープは、10.5mm以上の太さのクライミングロープを使用すること。
- (6) 1ルートに2本以上のロープを設置しないこと。
- (7) トップロープ方式により登はんする場合の支点は、必ず2ヶ所以上取ること。
- (8) 登はん及び下降する場合は、必ず、登はん用ベルトを着用し、下降器具を用いること。
- (9) 登はんに必要な用具等は、使用者が用意すること。
- (10) 許可を受けた使用時間を厳守すること。
- (11) 他の利用者に迷惑をかけること。
- (12) 使用終了後は、高さ3メートルから4メートルの間に設置したホールドをとりはずし、所定の場所に戻すこと。
- (13) 施設使用後は、必ず、管理者に報告すること。